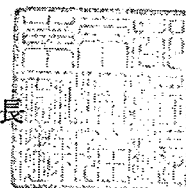


【別添1】

20福保健薬第959号  
平成20年 8月 7日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

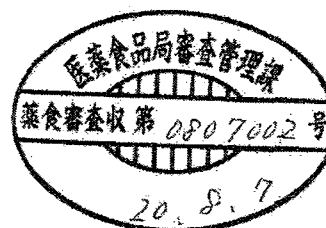


化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）に基づき製造販売されているところではありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名：トレチノイン（別名 ビタミンA酸、レチンA、レチノイド酸）



問い合わせ先

東京都福祉保健局健康安全部  
薬務課医薬品審査係

電話：03-5320-4516

FAX：03-5388-1434



【別添2】

薬食審査発第 0814001 号

平成 20 年 8 月 14 日

東京都福祉保健局健康安全部長

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（回答）

平成 20 年 8 月 7 日付け 20 福保健薬第 959 号をもって照会のありました標記については、下記のとおり回答する。

記

成分名 トレチノイン

当該成分は、化粧品基準第 2 項で規定する「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第 2 から第 4 に掲げる成分を除く。）」に該当する。